

日本教育心理学会ハラスメント防止ガイドライン

2010年5月16日 制定

2013年4月1日法人化に伴い改定

2013年9月23日 改定

1. 目的

日本教育心理学会は、パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントなどの種々のハラスメントを防止することを通して、本学会に関わる全ての人の基本的人権および尊厳を守り、各自が安心して快適に学会活動や職務に従事できるようにすることを旨とし、このガイドラインを制定します。

2. 基本方針

本学会は、学会に関わる人の人権や尊厳を守るために、「ハラスメントが生じないような環境を確保すること」および「ハラスメントが生じている可能性がある」と判断される場合に、早期に事態を的確に把握し、被害者の人権の擁護・尊厳の維持回復に主眼を置いて迅速に適切な対処を行なうこと」に努めます。

3. 対象とする行為

(1) だれによる、どのような場面における行為が対象となるのか

基本的には、本学会の学会活動に関わるあらゆる行為が、本ガイドラインの適用対象となります。

- 総会における全ての活動、理事長および理事・社員としての会議や事務局などにおける活動、種々の委員会活動、事務局への問い合わせや諸手続の遂行に関わる活動、本学会が主催するシンポジウム・講演会・講習会などにおける活動、事務局職員（非常勤職員やアルバイト職員も含む；以下同様）の職務上の活動、などのいずれをも対象とします。
- 上記の学会活動中のものであれば、本学会の会員同士、事務局職員同士、会員と事務局職員の間のものでなく、本学会の会員および事務局職員が外部の人や組織に対して行なった行為や、外部の人や組織が本学会の会員や事務局職員に対して行なった行為についても対象とします。
- ただし、本学会の会員や事務局職員が行なった行為であっても、上記の学会活動中のものでない場合には、学会として事に対処する対象からは除外します（もちろん、そのような行為が他者の人権や尊厳を侵害するものであれば、本来防止すべき、望ましくないものであることには変わりありません）。

(2) どのような内容の行為が問題となるのか

相手に身体的または精神的苦痛や傷害、不利益などを与え、相手の人権や尊厳を侵害する全ての言動が問題となります。

- 面と向かってなされたものだけでなく、電話や手紙や電子メールなどにおける言動も対象に含まれます。

- 前掲(1) の活動中に知り得た個人情報や噂の流布などの、被害を受ける本人に対して直接なされたものではない行為も対象に含まれます。
- 問題とされた行為がハラスメントであるか否かを判断する際には、受け手がどのように感じた（ないし、感じている）かが重要になります。ただし、それが唯一絶対の判断材料だと考えるわけではありません。
- 問題とされた言動が職務上の権限や地位などの権力を背景にしたものである場合には、特に問題性が強いと考えられます。

なお、以上のような言動を主体的に行なう場合だけでなく、加害者の指示に従って加担したりする場合も対象に含まれます。また、それらの言動がなされるのを傍観した場合も対象となることがあります。さらに、意図的に行なった場合だけでなく、意図せずに（あるいは悪意なく）行なった言動や善意や好意のもとに行なわれた言動が結果的に相手を傷つけてしまった場合も対象となる場合があります。

4. 防止・対応策の概要

- (1) 予防のための啓発活動
- (2) 事態の把握のための相談活動
- (3) 起きてしまった、または、起きている（可能性が高い）と判断された場合の対処
- (4) ハラスメントを受けた人の、その後の学会活動・学会業務を安全に保つための方策

を行ないます。そのための詳細は、別途定めます。